

特集

# 明治維新 百五十年を迎えて

▼平成三十年を迎えて

▼第十六回時局対策連絡会議を開催

▼第四十八回衆院選結果を踏まえた  
今後の憲法改正運動の展開について

▼美しい日本の憲法をつくる国民の会  
国民集会開催

今こそ、各党は

憲法改正原案の国会提出を！

▼安倍首相の靖國神社参拝

▼大阪訴訟・上告棄却決定

▼神政連が取り組む課題

▼神政連和歌山県本部  
地方議員連盟結成報告

神政連レポート

こころ N°・二〇四



Shinto Association of  
Spiritual leadership

# 平成三十年を迎えて

平成三十戌戌年の新春を寿ぎ、皇室の弥栄、国家の隆昌と安寧を御祈念申し上げます。

旧暦八日、「皇室典範特例法」の定めによ



神道政治連盟会長  
打田 文博

り、今上陛下の御譲位の日が閣議決定され、来年五月一日を以て皇太子殿下が御即位遊ばされることとなりました。光格天皇御譲位以来の諒闇を伴わない御代替が実現することとなり、洵に感慨深いものがあります。

顧みれば、これまで天皇陛下には、宮中祭祀をはじめ国事行為や象徴としての御活動など、御多忙の日々であらせられたことと拝察申し上げます。

取り分け、災害被災者への御激励は、被災者のみなならず多くの国民にも力を与えて下さいました。更には、先の大戦の戦歿者に対する御慰靈の旅は、御遺族をはじめ多くの

国民、そして、外つ國々の皆さんにも大いなる感動を与えて下さり、洵に恐れ多いことでございました。  
さて、本年は、明治維新一五〇年の節目の年になります。近代国家の樹立にあたり、明治天皇は、「神武創業の始に原き」旧来の政治体制を一新し、新たな施策を次々に打ち出されていきましたが、この大業は、まさに目を見張る出来事でした。

中でも「広く會議を興し、万機公論に決すべし」ではじまる五箇條の御誓文は、神武創業の精神を再確認しつつ、新國家建設の指針を明治天皇御親ら天神地祇に御誓約なられたものであり、この精神は、昭和天皇が昭和二十一年元日に発せられた、いわゆる「新日本建設二関スル詔書」にも日本人が忘れてはならないこととして引き継がれていることを心得るべきです。

更に、明治新政府は、内政外交の充実を図るために欧米諸国を研究すべく、岩倉具視を団長とした使節・随員・留学

生総勢百名を越す使節団を二年近く掛けて海外視察に派遣したのです。若干六歳で留学した津田梅子は夙に有名ですが、岩倉具視四十七歳、木戸孝允三十九歳、大久保利通

四十二歳、また、留守を預かる政府では、三条実美三十五歳、西郷隆盛四十五歳、大隈重信三十四歳とのことで、若くして近代国家建設に燃えた先人達の熱意と使命感には、身の引き締まる思いです。

また、明治二十三年に済発された「教育勅語」の中で示されている十二の徳目（孝行・友愛・夫婦の和・朋友の信・謙遜・博愛・修学習業・知能啓発・德器成就・公益世務・遵法・義勇）は、今日の時勢においても色褪せるものではなく、正に拳拳服膺すべきものと存じます。

価値観の多様化が叫ばれる昨今、本年は明治の先人の偉業を学び直す年にしたいと思います。

「正道を践み道義を尽くす為にも」

次に、本連盟の活動ですが、先にも触れました通り、御代替に関する諸準備が政府において進められる一年でもあります。取り分け諸儀式が国の重儀として執り行われるよう注视してまいります。中でも宮中祭祀の視点から皇位の継承

とそれに伴う御由緒物との関係は適正な解釈が望まれ、慎重な対応を要する課題であります。

御譲位の準備が進むにつれ陛下への感謝の思いは一層強まることが存じます。然るべき時に、天皇皇后両陛下への感謝の集いが開催されるべく、関係団体との調整を進めてまいります。

一方、本年最も重要な山場を迎える政治の課題は、憲法改正です。神政連では「憲法改正推進委員会」を設置し検討を重ねてきましたが、既にまとめる段階となり、今後は実践に努めてまいります。憲法改正は、今後の政治日程を考えるとき、通常国会を延長しても論議を尽くし、年内の国民投票を目指さねばなりません。私たちの国民運動も正念場です。

また、来る中央委員会を期に、来年の参議院選挙に向けて行動を開始する年にもなります。加えて、時局問題への対応など、本連盟の取り組むべき活動は多岐に亘ります。次第であります。

結びに、皆様方の御健康と御多幸をお祈り申し上げる次第であります。関係各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げる頭の御挨拶といたします。

（一月五日 記）

# 明治維新百五十年を迎えて

明治神宮国際神道文化研究所  
主任研究員

打越孝明

はじめに

本年（平成三十年・二〇一八）は、明治維新百五十一年である。

大正期の維新五十年（大正七年・一九一八）、昭和期の維新百年（昭和四十三年・一九六八）を経て、平成の御代に百五十年の節目を迎えたのである。

天皇陛下の御譲位により、平成の御代は来年四月三十日を以て終わりを告げることになった。後世、明治維新百五十年の佳節は、平成という時代とともに思い起こされることであろう。

## 御一新

孝明天皇の崩御を受け、慶応三年一月九日（新暦一

八六年二月十三日）、新天皇が御位に就かれた。第二三二代明治天皇である。満一四歳であられた。

告された。奇しくも、江戸では、翌十五日に迫っていた江戸城の総攻撃をめぐつて、新政府軍を代表する西郷隆盛と旧幕府軍を代表する勝海舟との談判が行われ、江戸城の明け渡しや一五代将軍徳川慶喜の謹慎などを条件として、総攻撃は取り止めとなつた。

この日は、歴史的な一日となつた。

天皇みずから新国家建設の指針を天神地祇に誓われた以下の五箇条は、先の「王政復古の大号令」が具体化されたもので、明治維新に至る政治的実践の総括であるとともに、近代日本の理念となつた。いずれの箇条にも、天皇の御決意が示されている。

第一箇条は、「広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」で、「広く人材を求めて公正な意見に基づく政治を行う」の意である。越前藩の由利公正が起草し、土佐藩の福岡孝弟が手を入れて出来上がった原案には「列侯會議ヲ興シ」とあつたが、長州藩の木戸孝允が最終的に「広ク會議ヲ興シ」と修正した。この修正により、諸侯の結束を超えた公議の尊重が強調され、のちの議会の開設につながつていく。

第二箇条は、「上下心ヲニシテ盛ニ經綸ヲ行フべ

シ」で、「地位の上下を問わず心を一つにして積極的に國を治めととのえる」の意である。「經綸」とは、具体的には國を富ますための諸活動のことを指す。それまでの身分の隔てを取り除き、一致団結して國の富を増やす決意が示されている。

第三箇条は、「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂げシ」で、「地位の上下を問わず心を一つにして積極的に國を治めととのえる」の意である。「經綸」とは、具体的には國を富ますための諸活動のことを指す。それまでの身分の隔てを取り除き、一致団結して國の富を増やす決意が示されている。

第四箇条は、「旧来ノ陋習ヲ破り天地ノ公道ニ基クベシ」で、「これまでの悪い習慣を捨てて万人が認めようの道理に基づく」の意である。「旧来ノ陋習」とは、具体的には徳川幕府の鎖国政策はもとより、幕府を倒す原動力となつた外国排斥の攘夷運動さえも、新時代の指針として用いない、との決意が示されている。

同年十月、將軍から天皇に政權が返還され（大政奉還）、十二月九日（新暦一八六八年一月三日）に「王政復古の大号令」が発せられ、二百六十余年続いた徳川幕府は崩壊した。

天皇を中心とする新政府は、初代神武天皇の建国の精神に基づいて改革を推し進めた。強大な歐米諸國の圧力に対峙しつ新し日本を築いていくことは、神武建国に比すべき困難かつ遠大な大事業であった。そのため、鎌倉時代以来の幕府が廢絶となる同時に、平安時代以来の摂政や関白も廢されて、新天皇が改革の先頭に立たれることが強く求められたのである。

## 「五箇条の御誓文」の布告

慶応四年（一八六八）三月十四日（新暦四月六日）、京都御所の紫宸殿において「五箇条の御誓文」が布

ベシ」で、「知識を世界に求めて天皇國日本の礎を奮い立たせる」の意である。日本を世界に雄飛させるため、有益なものは広く受容する決意が示されている。

そして、五箇条の誓いはいずれも、「皇基ヲ振起」するため、つまり皇國日本の躍進のための誓いであった。

### 国民への呼びかけ

五箇条の誓いに続き、「我国未會有ノ変革ヲ為ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ」との国民への呼びかけが示された。みずから率先して五箇条の達成に励む覚悟であるので「協心努力」してほしい、と天皇は国民に呼びかけられたのである。

「御誓文」と同時に発せられた国民への宸翰(手紙)の中でも、みずから国民に先んじて実行する、との天皇の御覚悟が述べられている。すべての漢字に振り仮名が付けられた宸翰は、多くの国民の目に触れるところとなり、御誓文の内容が周知・徹底されたことであろう。

とするが故に、早期の国会開設を求めて政府と厳しく対立したのであった。

明治二十二年の紀元節、大日本帝国憲法(明治憲法)の発布によって、「御誓文」の理念は結実した。「御誓文」の理念を実現するという価値観を共有していたからこそ、政府に批判的な言論活動を続けてきた新聞でさえ、「大体に於ては實に称賛すべきの憲法」である、と評したのである。

### 「新日本建設に関する詔書」の発布

先の大戦の終結後、「五箇条の御誓文」は再び重要な役割を果たした。

昭和二十一年(一九四六)一月一日、「新日本建設に関する詔書」が発布され、その冒頭に「五箇条の御誓文」が示された。明治天皇がお誓いになった五箇条こそ、戦後日本の再建の指針として相応しい、と昭和天皇はお考えになつたのである。

昭和五十二年の記者会見に際し、昭和天皇は、五箇条を掲げた経緯についてお話しになつた。会見によると、五箇条を掲げる事が「詔勅の一一番の目的」で

## 明治憲法の制定

「五箇条の御誓文」は、明治の御一新に際して大きな役割を果たすと同時に、わが国が立憲体制を構築する際の拠り所となつた。

例えば、明治八年(一八七五)の「漸次立憲政体樹立の詔」には、「御誓文」に則り、立法諮詢機関の元老院や最高法廷の大審院とともに、府知事や県令を集めて地方官会議を開くことが定められた。かねてより木戸孝允が実現を目指していた組織である。木戸は「御誓文」の内容に深く関わった人物であった。

明治十年代、国会の早期開設を求めて政府と厳しく対立した自由民権家も、「御誓文」を拠り所にしていた。

例えば、秩父事件の首謀者の一人であつた落合寅市は、「專制政府過ちと信じ万機公論に決すべし」との信条に基づいて運動に邁進した、とされる(占部賢志「歴史の「いのち」」)。

明治政府が「御誓文」に基づいて立憲制の構築を進める一方、自由民権家も「御誓文」に忠実であろう

あつた。終戦後、諸外国に「日本の国民が圧倒される」心配があつたので、「民主主義を採用したのは、明治大帝の思召し」によること、しかも「神に誓われた」こと、「民主主義というものは決して輸入のものではない」ことを示し、「日本の国民が日本の誇りを忘れない」ように昭和天皇は願われたのであつた(高橋紘『陛下、お尋ね申し上げます』)。

### 天皇陛下の御製

平成二十二年(二〇一〇)、明治神宮の鎮座九十年に際し、天皇陛下は次の御製をお詠みになつた。

#### 新たなる知識世界に求めつゝ

国を築きし御代をしのびぬ

「御誓文」の第五箇条を踏まえられた御製と挙察する。「御誓文」は明治という時代をしみじみと思いつかさせてくれるかけがいのない文書である、ということを陛下はお示しになつてゐるようを感じる。

布告から百五十年が経過した今も、「御誓文」の理念は確実にわが国に息づき、そして将来にわたつて長く継承されていくことであろう。



全体会の様子

まずは突破口として国民の理解が得られやすい自衛隊明記で改憲を経験し、その後

## 第十六回時局対策連絡会議を開催

昨年十月三十・三十一日の両日に亘り、自由民主党本部を会場に「第十六回時局対策連絡会議」を開催しました。前回の主題である憲法改正のなかでも、本連盟が重要改正項目に掲げる憲法九条に焦点を当て「憲法九条と自衛隊」を主題に、各県より総勢七六名が参加し、連日熱心な議論が交わされました。

初日の開会式では、打田会長が「国の防衛をどのように憲法に定めるかが肝要である。憲法九条と自衛隊に関して率直な意見を出し合い、確信をもつて国民運動を展開しなければならない」と挨拶しました。続いて、来賓の山口泰明自民入党組織運動本部長より挨拶を頂戴しました。山口本部長は、先の衆院選に際しての取組みに対する謝意を表した上で、「今後、公約に掲げた憲法改正に向けて、国会での発議と国民投票に向けて更なる議論を深めて参りたい」と述べました。

開会式の後、まず、元防衛事務次官の守屋武昌氏より

「九条と日本の防衛政策」と題して講演を戴きました。守屋氏は、正距方位図法を用いた地政学と戦史の観点から、

江戸末期より現在に至るまでの日米関係と憲法九条につい

のは是非や、今後の国民投票を見据えてどのような世論喚起をすべきか等について、様々な議論がなされました。今回は、参加者と国会議員の先生方との相互交流や意見交換を目的に、神政連国会議員懇談会副幹事長の山谷えり子参議院議員、全事務局長代理の城内実衆議院議員、全事務局次長の木原稔衆議院議員をはじめ、辻清人・門山宏哲・長尾敬・築和夫各衆議院議員が分散会に加わり、国政からの報告や国会議員の立場から助言を戴きました。

二日目は城内議員が司会を務め、まず、各班の代表者が前日の分散会の内容を報告しました。

分散会報告では、

・北朝鮮のミサイル実験や、近隣諸国による領海侵犯の問題

等、今の日本が決して平和ではないことを国民に対してもっと周知すべきではないか

・戦力の保持を認めない九条二項がある限り、加憲による改正だけでは矛盾が解消されないのでないか

まずは突破口として国民の理解が得られやすい自衛隊明記で改憲を経験し、その後

何度も改憲を行うことで理想とする日本国憲法の姿にしてゆくことが大事ではないか

等の発表がありました。

続いて行われた全体会では、冒頭で元自衛官の宇都隆史参議院議員より現行憲法下における自衛隊の活動について報告・提言を戴きました。

宇都氏は、本来は国民全員に國を守る義務があり、憲法改正は自衛隊のためだけでなく、国民ひとりひとりのためにあるべきだと主張。「自分たちで國を守るという姿勢を取り戻すきっかけに改憲の最大の意義があるのではないか」と述べ、憲法九条と自衛隊の意義について改めて国民の世論喚起が必要であることを訴えました。

参加者からは「マスコミの偏向報道に惑わされないような草の根運動を展開すべき」や「女性目線からの世論喚起も重要だ」等の意見が寄せられました。全体会のまとめとして、城内議員より「自衛隊の本来の任務が国防であるという意識を高めるためにも憲法改正が必要ではないか。各地の国会議員等と連携し、共に国民運動を展開してゆくことが大切ではないか」と講評を戴きました。

参加者各位は、憲法改正の実現と、誇りある国を取り戻すために、日々それぞれの立場で努力することを改めて確認する会議となりました。

て解説。また、日本列島とユーラシア大陸の位置関係について実際の地図を用いて説明し、我が国が中国やロシア等の海洋進出における要所となり、東アジアの安全保障面において重大な役割を果たすことから、米国が安全保障条約を締結していることの利点について指摘されました。

次に、元陸上自衛隊西部方面総監の番匠幸一郎氏より

「自衛隊の海外派遣から見る世界標準——イラク派遣をふり返りながら」と題して講演を戴きました。番匠氏は、第一次イラク復興支援群長を務められた経験から、サマーワでの人道支援活動を回顧し、現地での逸話を交えたお話を頂戴しました。

参加者からは「今後、米国とはどのような関係であるべきか」や「仮に他国から侵略された場合、自衛隊はどこまで想定して訓練を行っているのか」等、両氏に対して多くの質問が寄せられました。

両氏の講演後には、参加者が五班に分かれ「憲法への自衛隊明記の意義と我々が取り組むべき課題」をテーマに分散会を実施しました。憲法九条に自衛隊を明記することへ

# 第四十八回衆院選結果を踏まえた今後の憲法改正運動の展開について

昨年十月二十二日に行われた第四十八回衆議院議員総選挙の結果、安倍総裁率いる自由民主党は、「単独過半数（二百三十三議席）」、「絶対安定多数（二百六十一議席）」を上回る「二百八十四議席を獲得しました。選挙にあたり、本連盟では、皇室の尊厳護持や憲法改正運動の推進等、神政連が掲げる公約に賛同する候補者二百六十八名を推薦し、小選挙区と比例区を合わせて「一百四十八名が当選しました。

今回の選挙は、まさに改憲勢力が引き続き議席を確保できるかどうか、ひいては憲法改正が成し遂げられるか否かの重要な局面を迎えた中で実施された選挙でした。選挙戦にあたり、各政党の選挙公約の内容は様々でしたが、争点の一つであった「憲法」については、それぞれ主張する点は異なるものの、各政党が公約に掲げて選挙戦を戦つたことは特筆すべき点といえるでしょう。結果は御承知の通り、野党の日本維新の会や希望の党なども含め、憲法改正に前向きな、いわゆる「改憲勢力」が再び三分の一以上の議席を獲得しました

た。今回の選挙の結果を受け止め、今後、憲法審査会を通じ、国会内で憲法議論を加速することは、国民の信を得て勝利した政権与党の責務です。この点、自民党は、立党以来、憲法改正を党是としており、今回の選挙公約においても重要な柱として憲法改正を掲げました。とりわけ、自衛隊の憲法明記、緊急事態条項の新設、教育環境の整備、参議院合区解消の四項目を、改正すべき重要項目として掲げており、各項目の憲法改正原案の国会発議を実現すべく、現在も党内で活発な議論が行われています。

一方、民間においては、選挙直後の昨年十月末、「美しい日本憲法をつくる国民の会」主催で、憲法改正に向けた国民集会が開催されました。今回の選挙の結果を踏まえ、憲法改正原案の国会提出と、党派を超えた国会発議に向けた合意形成を行うよう、参加した各党代表の国会議員に対して要望書を手交しました（詳細は十一頁に掲載）。また、十一月には、これまで自主憲法の制定・憲法改正の実現に向けて

第一線で国民運動に取り組んできた「日本会議」の設立二十周年記念式典が開催され、式典に出席した有識者からの憲法改正に向けた提言を受け、二千名余りの参加者が、改憲の必要性についてあらためて確認する機会となりました。会場は何れも、憲法改正を強く望む参加者の熱気に包まれており、改正に向けた国民の意識は確実に高まりを見せていました。

本連盟では、来る憲法改正にかかる国民投票を視野に入れ、各地区、各県における憲法改正世論の喚起と理解の深化を図ることを目的として、昨年一月に「憲法改正推進委員会」を設置しました。委員会では、かねてより本連盟が重要改正項目として掲げる、①前文、②天皇条項、③憲法九条、④緊急事態条項、⑤家族条項、⑥政教分離条項、⑦環境条項、⑧改正条項の八項目について議論を重ね、独自の憲法改正草案・大綱の作成に向け鋭意取り組んでいます。また、憲法改正に向けた資料として、啓発リーフレット等を作成し、神社関係者や会員に広く配布しています。

昨年、日本国憲法が施行されてから丸七十年を迎えました。制定当時と現在では、日本を取り巻く国際情勢や社会環境は大きく変化しています。北朝鮮による核開発や度重

なるミサイル発射実験、諸外国からのアロハ行為など、これら脅威にいかに対処をするのか、加速する少子高齢化にいかに対策を講じてゆくのか等、わが国が抱える問題は山積しています。目前に迫る脅威への対応とともに、未来を見据えた憲法論議が望まれます。

此度の選挙の結果、自民党は再び国民の信を得て政権を獲得しました。自民党は今期の通常国会において、自衛隊の憲法明記など議論を重ねてきた四項目について、自民党案を提示し、国会内で議論を更に進める方針を示しています。改憲に向け大きく舵をきることが期待される中、国民運動としては、まさに今年一年間が最大の「正念場」になってくることでしょう。時代に即した憲法のあるべき形をめざし、今こそ、官民が共に手を携え、憲法改正に向けた国民的議論を展開することが肝要です。

本連盟では引き続き、国会議員懇談会を通じ、改正原案の作成・早期発議に向けた国会対策を講じてゆくとともに、来る国民投票に備え、神社本庁や美しい日本の憲法をつくる国民の会など関係諸団体と連携の下、更なる国民世論の醸成につとめ、憲法改正運動をより積極的・強力に推し進めて参ります。

## 美しい日本の憲法をつくる 国民の会 国民集会開催

# 今こそ、各党は憲法改正原案の国会提出を！

昨年十月二十五日、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（以下、国民の会）の国民集会が、東京・千代田区の海運クラブにて開催されました。会場には役員・関係者をはじめ約七百名が参加し、憲法改正の実現に向けた熱気で満ち溢れた集会となりました。

櫻井よしこ共同代表は基調提言で、憲法九条第二項改正の重要性を説き、内向化する米国、拡大する中国、そして北朝鮮によって、我が国の言語や文化、宗教、価値観が脅かされる世情にあることを指摘。「私たちの運命を守ってくれるのは誰なのか。それは、いかなる関係にあっても他国ではない。私たちの国でなければならぬ」と訴えました。続いて各界からの提言として、米国カリフオーリア州弁護士のケント・ギルバート氏と、元航空自衛隊空将の織田邦男氏がそれぞれ登壇しました。ギルバート氏は九条改正について、政治家のリーダーシップや改正反対のマスコミへの対処が不可欠であることを説明し、「大国日本に国際的活躍が期待されている。それに応えるためには憲法改正が第一歩になる。憲法第九条を改正してようやく占領が終わる」と言及しました。織田氏は、防衛大学校時代やイラク派遣航空部隊指揮官を務めた際に「自衛隊は違憲」との声を受けた経験を述懐。「日本が戦争を放棄したい」と訴えました。

今こそ、各党は憲法改正原案の国会提出を！



櫻井よしこ共同代表による基調提言

でも、戦争は日本を放棄してくれない。時代に応じて変えていかなければならぬ」と述べ、改憲勢力が大勢を占めたことに触れつつ、改憲実現に向けた議論の充実を呼び掛けました。

次に、自由民主党、日本維新の会の国会議員より憲法改正に向けての意欲や取組み等についての挨拶がありました。

その後、国民の会が推進している「一千万賛同者拡大運動」の署名数が九百八十九万八千十二人に達したことが司会者から報告されました。そして、国民の会幹事長の百地章国士館大学特任教授が、国民集会の総意として決議文を朗読。満場の拍手を以て採択され、要望書として櫻井共同代表から自民党的古屋圭司衆議院議員へ、百地幹事長から日本維新の会の石井苗子参議院議員へそれぞれ手交されました。

本連盟では今後も引き続き、神社本庁、国民の会等の友好団体と連携し、憲法改正の国会発議を働きかけるとともに、来る国民投票において過半数を得るため、全力を挙げて国民運動に傾注して参ります。

## 安倍首相の靖國神社参拝大阪訴訟・上告棄却決定

安倍晋三首相が、平成二十五年十二月二十六日に靖國神社を参拝したことを巡って、東京と大阪で提起されていた訴訟の内、大阪で起こされていた訴訟に関する最高裁の判断が下されました。

最高裁第二小法廷（山本庸幸裁判長）は、昨年十二月二十日付で原告側の上告を棄却、同時に上告申し立ての受理も認めない決定を、三名の裁判官が全員一致の意見で下しました。これにより原告側の敗訴が確定しました。

この訴訟は、台湾人などを含む戦歿者遺族ら七五六名が、靖國神社等を被告として、首相の参拝差止めや神社の参拝受入れの差止め、精神的苦痛に対する損害賠償を求めて起こしていた事案です。

し、首相の参拝について「原告が参拝に対し不快の念を抱いたとしても損害賠償を求めるることはできない」と判断、原告の請求を退けました。この判決を不服とし、原告の内三八八名が大阪高裁に控訴しましたが、高裁は地裁の判決を支持し、昨年二月二十八日、審理開始から一年一ヶ月というスピード審理を経て原告の請求をすべて棄却しました。これに対し、原告側はただちに上告、併せて上告受理の申し立てを行いましたが、最高裁では前述の通り判断を下し、一年足らずで審理を終了しました。

大阪訴訟に関しては結論が出されましたが、同様の訴訟は東京でも続いています。これについては、昨年四月二十八日に東京地裁で原告敗訴の判決が言い渡され、現在は東京高裁にて係属中ですが、大阪訴訟と同じく早期に結論が出されるよう、本連盟では今後ともその動向を注視して参ります。

一審の大坂地裁は、小泉首相靖國神社参拝訴訟の最高裁判決（平成十八年六月二十三日）を踏襲

# 神政連和歌山県本部地方議員連盟結成報告

神政連和歌山県本部事務局



平成二十九年八月二十三日、ホテルグランヴィア和歌山において、神道政治連盟和歌山県本部地方議員連盟結成大会が開催され、三百五十名が出席しました。大会には、打田文博神政連会長をはじめ、九鬼家隆和歌山県神社庁長、山下茂男県神社総代会副会長、山谷えり子・有村治子両参議院議員、石田真敏・門博文両衆議院議員、更には近畿地区各府県本部役員ら多くの御来賓に御臨席戴きました。式典において長澤好晃本部長は、念願だった地方議員連盟結成の経緯に触れ、関係各位に感謝を述べた上で、「議員の先生方と共に活動することによって、神道政治連盟の活動に大きな推進力が生まれる」と挨拶しました。続いて、泉正徳県議会議員より規約の承認並びに、地方議員三十九名の入会によって結成と相成ったことが発表されました。

また。また地方議員連盟会長に就任した山下直也県議会議員は、挨拶にて「公より私が優先される風潮に対する危機感を述べ、神政連が果たす役割の重要性を強調しました。更に地方議員連盟の活動については、「時宜に即した活動を開催し、神社関係の皆様と心豊かな社会の実現を目指したい」と抱負を述べました。続いて来賓の打田会長は、和歌山県の議員連盟が全国で二十六番目の結成となつたことを報告。憲法改正については、「世界基準の憲法にすべきであり、それは国民の責任である」と訴えるとともに、「地元議員の先生方と連携を図ることにより、必ず国政にも良い影響を及ぼす」との期待を挨拶に込められました。第一部の記念講演会では「日本らしさ～こころ豊かな社会の実現を～」と題し、山谷えり子参議院議員と有村治子参議院議員よりそれぞれ御講演を戴きました。会場を移して行われた懇親会では、山谷・有村両議員をはじめ、御来賓の方々を囲んで親睦が深められました。議員連盟会員の先生方も次々と挨拶に立ち、会場を盛り上げ、大会の全日程を終了致しました。

## 神政連が取り組む課題

### —最近の動向—

#### 皇室



政府は、平成三十一年四月三十日の天皇陛下の御譲位と翌五月一日の新帝御即位について、菅義偉官房長官をトップとする準備委員会を設置し、会合を開きました。準備委員会は今後、御譲位の儀式や、「即位の礼」の方と日程等について話し合い、三月中旬を目途に基本方針を纏める見通しです。

本連盟では引き続き、皇位継承に関わる諸儀式が、皇室の長い伝統に則り、国の重儀として執り行われるべく、その動向を注視するとともに、時節に応じて適切な対応を図つて参ります。

#### 歴史認識



安倍晋三首相は、平昌五輪開会式出席に先立

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられつつある今、「この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。

おいても世論を二分する結果となっています。

本連盟では、憲法改正の国民投票を見据えた世論喚起の一助とすべく、新たに『いまこそ考える憲法改正3つの観点』を発行し、引き続き広く一般に対しても改憲の必要性を呼び掛けます。

本連盟では引き続き、皇位継承に関わる諸儀式が、皇室の長い伝統に則り、国の重儀として執り行われるべく、その動向を注視するとともに、時節に応じて適切な対応を図つて参ります。

#### 憲法



自民党憲法改正推進本部では、本年三月二十

五日の党大会までに、衆参両院の憲法審査会に提示する党の改憲案を取り纏めるべく、議論が重ねられていました。一番の争点となるであろう九条改正については、「二項を維持したまま自衛隊の存在を明記する案と、戦力不保持を定めた二項を削除する案が検討され、各社が行う世論調査に



# いまこそ考える 憲法改正 3つの視点



自民党内では現在、自衛隊の憲法明記など、具体的な改憲項目として4項目を掲げて憲法改正に向けた議論が展開されており、本年の党大会までに憲法改正原案を取り纏めることとしています。

今後はこれらをもとに、衆参両院の憲法審査会において、政党の垣根を越えた積極的議論がなされることが強く望まれます。

この度、本連盟では、憲法改正運動推進にかかる啓発リーフレットを発行しました。

憲法改正にかかる国民投票を視野に入れ、各地区・各県における憲法改正世論の喚起と理解を深めるためにご活用下さい。

知っていましょう 憲法改正の「国民投票」

憲法改正は改憲案が国会で発議された後、国民投票で過半数(1/2以上)を獲得することで実現します。ここでは国民投票の方法について説明します。

1 憲法改正案の提示  
憲法改正案は、内閣等において開通する場所にて公表されるべきです。投票は年齢が十八歳以上または、投票権は年齢が十八歳以上である日本国民に与えられます。(※)選舉日は毎年六月二十日ですが、選舉日は毎年六月二十日ではありません。選舉日は毎年六月二十日ではありません。

2 投票の方法  
投票用紙が記載された投票箱には、反対の文字を○印(印)に囲み投票所で投票箱に投入して下さい。○印以外は無効となります。

3 投票日以外に投票する場合  
選舉(同様)投票当日投票のほか、期日前投票(不著投票)が設けられています。投票権については、いわゆる投票用紙制度が採用されています。投票権の期日は十四日以内に当たる日からとなっていて、

神道政治連盟 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号  
TEL:03-3379-8282 FAX:03-6629-8321  
発行:平成30年2月1日 編集:神道政治連盟 協力:神社本庁  
<http://www.sinseiren.org/>



ご希望の方は中央本部へお問い合わせ下さい。尚、神政連のホームページにも掲載しております。